

多文化共生社会を考える

日本における外国人の受け入れに関する提言

平成 18 年 1 月

地球産業文化委員会

(財)地球産業文化研究所

1990年に入出国管理及び難民認定法が改正されて以降、日系人を中心に外国人労働者の流入が急増し、日本の産業を下支えしてきた。当初は短期滞在・母国回帰の所謂出稼ぎ型就労を指向していた彼等が、帰国しても母国での再就職もままならず再来日し、結局日本国内で家庭を構え、母国から家族を呼び寄せるなど、定住化、永住化が進んでいる。

しかし、彼等が日本に定住するにあたり、社会保障（社会保険、雇用保険）の対象とされず枠外に置かれており、今後、扶養家族を抱えつつ彼等自身の高齢化が進めば、年金・医療・介護など問題の顕在化が懸念される。

また、彼等の子女への教育機会に係わる問題や出稼ぎ意識の故に子供の教育を親が放棄する結果不就学問題が生じ、この子供の犯罪は地域治安とも絡み、既に一部で深刻な社会問題となっており、人道面の課題としてのみならず、社会秩序維持の面からも重大な局面を迎えている。

一方、日本の労働人口の減少、就業者の高齢化加速が見込まれるなか、産業競争力の維持のために、e-ジャパン戦略の一環として3万人の情報技術者を海外から受け入れる計画をはじめ高度の専門性を備えた外国人の導入促進が国の方針として打ち出され、また産業界は併せて、より多くの外国人を基幹要員として日本に迎え入れられる様、求めているが、受け入れ態勢が整備されず優秀な人材の受け入れにつながっていない。

（財）地球産業文化研究所は、平成16年度より「多文化共生社会を考える」研究委員会（以下研究委員会）を発足させ、日本が国際的な競争力を維持しつつ、産業構造の高度化を図るなかで外国人労働者の受け入れ・活用をどのように考えるべきか、また、同時に公正で秩序ある日本社会を築く視点から、外国人をどのように受け入れ、そのために社会環境や制度面で如何なる整備が必要となるのか、総合的な分析、議論を行った。多文化共生という言葉は曖昧模糊としたまま独り歩きしているが、地球産業文化委員会は、この研究委員会の成果に基づき、今後外国人が日本に住み、社会生活を営む上で解決すべき具体的課題について提言を行う。

『提言概要』

．行政に関する提言

- 1．在外公館は査証の発給にあたり、無犯罪証明、日本語習得状況の確認を行う等、その事務を厳正に行うこと
- 2．情報一元化のため、「外国人登録パスポート制度(仮称)」を設けること
- 3．職安法、派遣法違反への対応強化を図り、不法就労の徹底的な排除に努めること
- 4．義務教育年限の外国人の子どもの子どもの就学を保護者に義務付けること
- 5．外国人の組織的犯罪を徹底的に取り締まること

．雇用に関する提言

- 1．外国人を雇用する者に在留資格確認義務を課すること
- 2．「外国人登録パスポート」による雇用契約・就労関係の明確化と社会保険料・税の徴収を行うこと
- 3．外国人雇用企業の拠出する基金又は外国人雇用税(仮称)創設により企業が社会的コストを負担すべく、そのあり方を検討すること
- 4．企業は優秀な留学生を雇用し、しかるべき処遇を行うこと

．教育に関する提言

- 1．留・就学生の受け入れにあたり、一定の学力と母国からの経済援助を義務付けるとともに、受入教育機関は責任を持って教育を行うこと
- 2．優秀な留学生の受け入れルートを作り、厳格な試験を行い、合格した留学生には学費の免除・軽減措置をとり、スカラーシップ・奨学金制度を整備すること
- 3．外国人が日本語と日本についての基礎教育を国内及び海外で受けられる環境を整備すること

地球産業文化委員会 委員名簿（敬称略）

委員長： 静岡文化芸術大学学長 木村尚三郎

委員：（五十音順）

日本原子力発電(株)相談役	阿比留 雄
東京大学名誉教授	石井 威望
武蔵工業大学教授	岩男寿美子
ウシオ電機(株)代表取締役会長	牛尾 治朗
(財)地球環境産業技術研究機構副理事長	茅 陽 一
多摩大学情報社会学研究所所長	公文 俊平
内外情報研究会会長	河野 光雄
社団法人日本経済研究センター会長	小島 明
京都大学教授	中西 輝政
J T生命誌研究館館長	中村 桂子
(財)機械産業記念事業財団会長	福川 伸次
(財)地球環境戦略研究機関理事長	森 昭夫
内閣府総合科学技術会議議員	薬師寺泰蔵

「多文化共生社会を考える」研究委員会検討概要

■ 提言への基本的立場

国際化（グローバル化）の進展の中にあって、現在日本に住み、働く外国人は、戦前からの居住者を含み、総人口の1.5%程度である。（表1参照）。この事態をどう解すべきであろうか。日本は、外国人にとって住みにくい国なのであるか、あるいは、ヒトの受け入れを拒否しているのか、あるいは住みにくい理由が政策上の諸要因にあるのか。21世紀の少なくとも前半にわたる予測の中で、この問題を解明することが重要である。

本研究委員会は、既に20年近く議論されたまま、今もって政府の日本における外国人受け入れ政策が懸案事項にもかかわらず、いまだ解決されていない点につき、具体的、かつ実行可能な政策提言を行うものである。本委員会が提言するに至ったのは、政府関係各省がそれぞれの権限や、従来の経緯にとらわれ、提言できないところまで思い切って踏み込むことが必要だと考えたからである。しかし、その実現は政府の動きにあり、実現可能性についても、考慮した。

なお、本研究員会では「多文化共生社会を考える」と題したが、多文化共生という言葉が曖昧模糊としたまま独り歩きしていることに鑑み、むしろ外国人が今後日本に住み、働き、家族・社会生活を営む上で解決すべき具体的課題を提言することとした。

研究委員会の議論により明らかになった事実や論点から、日本及び日本を取り巻く現状に対する認識を以下のように集約し提言への基本的立場とする。

（1）人口減少・少子高齢社会

まず人口減少・少子高齢社会は既定の事実として、2030年頃まで、高齢社会が進行すること、少子化に関しての現状から、労働力人口の減少が続き、日本人自身の雇用環境も厳しくなると想定される中で、まずは日本人自身の活用、雇用機会の確保などを優先すべきであり、外国人を受け入れることで人口減少を補うという立場はとらないし、とるべきではない。

その理由は、現在のグローバル化の進む中での日本の将来の産業構造が、労働集約型産業から、知的高付加価値型産業へ移行していくことは必須であり、生産性の低い低賃金労働に依存する製造業などは国内にとどまりえず、海外生産によることが必然であるからである。

とりわけ、不熟練・低賃金労働への外国人の受け入れをすることは、将来に多大の負担を残すことになる。今回の提言中、日系南米人の受け入れが、このような受け入れの嚆矢であったこと、その受け入れの結果は、さまざまな問題（表2-1参照）を引き起こし、その問題解決を先送りしてきたことを指摘することができる。

とはいえ、採用が進まない、低賃金で条件の悪い労働市場（いわゆる三K労働市場）に関しては、その条件整備を、まずなすべきであり、ましてをや、技能労働者の後継問題（いわゆる2007年問題）が問われる、手工業、建設関連業種などでは、入職者の熟練形成と労働条件の整備が解決すべき先決問題であることを指摘したい。

（2）外国人雇用

優秀な外国人の受け入れは、総合的な国の魅力に左右される問題であるが、現在の外国人受け入れ政策の下では、こうした優秀かつ技術・技能のある外国人の受け入れ（表2-2参照）が進まないことも明らかである。

その中で、是正すべき点を指摘しつつ、さらに、現在の外国人受け入れ政策の根幹にある、現行入管法やさまざまな法制度の運用や体制作りを行う必要がある。とりわけ、外国人の優秀な人材の受け入れには、内外人平等の機会と条件を確保することが不可欠である。

そのためには、こうした外国人を雇用し、利益を得ている使用者責任（受益者責任）を明確にし、その責任を果たさない結果を、国民や政府の負担に委ねることは厳に戒めるべきである。

（3）外国人受け入れ政策

外国人の受け入れ政策は、従来、各関係省庁が政策の総合性、一貫性を欠くままに、ばらばらに行ってきた。その故に、相互の関係を持たず、見通しを欠いたものにならざるを得なかったといえる。外国人の政策の立案、実施にあたる政府の施策の中心組織（例えば内閣府に設置する）の定立が緊急に不可欠である。

■ 提言

1. 外国人の受け入れ、在留管理

(1) 外国人の受け入れ、査証業務に関して

外国人の受け入れに関しては、在外公館の厳正な受け入れが必要となっている。

たとえば、日系人に関して、現地での本人の確認や無犯罪証明、日本語の習得(日常会話の取得を条件とする)、日本国内での使用者の確認、子どもの教育義務をはじめ、納税義務、社会保険等への加入義務の確認などを厳密に行った上での査証発給をするべきである。

(2) 外国人政策、データの統一的把握及び、外国人在留管理の一元化

従来外国人受け入れに関して、各関係省庁などがばらばらに施策を行ってきたことから、そのデータもばらばらに収集され、管理されてきた。

しかし、外国人の、年齢、性別、家族関係、出身国などの属性と、入国・在留・登録関係データならびに雇用関係、社会保険関係、家族の就労、就学関係などのデータを一元的に組み込んだデータを集約することが緊急の課題である。これを外国人登録証、ないしは社会保険関係証明書において行う。

これは、在留資格証明書、外国人登録証明書、社会保険証などについての統一的管理が必要となるが、EU諸国では、外国人庁などにより、各諸官庁や、諸関連組織の有するデータを一元的に管理することになっており、このデータ管理には生体情報も含み、偽造等の防止が視野に入れられている。

総人口の10%前後を非EU国籍の人口が占めるEU諸国でも、このデータの一元的集約、管理、が2006年を期し、なされようとしている。

こうしたデータは、外国人自体の人権面でも必要不可欠であり、現在のIT技術により容易に実現される。ITカード化がEUにより2007年までになされることとされ、各加盟国はその整備を急いでいる。我が国でもかかる組織の設立およびデータ、情報管理が喫緊の課題である。もちろん、個人情報保護が厳密に適用されることは言うまでもない。

【具体的提言1 - 1】

査証の発給に関して在外公館は本人確認、無犯罪証明、日本語の習得状

況、日本での雇用者の確認などを厳密に行うべきである。

【具体的提言 1 - 2】

外国人登録法の実務においては、在留資格の有無にかかわらず登録が可能となっているが、この点の改正が必要であり、かつ、国内国外での移動の場合にも、外国人登録の変更を義務付けることが必要となる。また、こうした場合に、自治体と社会保険事務所や労働局などとの情報の一元化が必要となる。

こうした、情報の一元化による証明のため、「外国人登録パスポート(仮称)」などの整備を行う。

2. 雇用の安定化と社会保障制度

(1) 雇用関係の明確化と差別禁止

日系人労働者の受け入れでいみじくも明らかになったように、日系人の大部分が、職安法及び派遣法上違法な業務請負により、製造業等に入職しており、その故に社会保険、労働保険に未加入である。既に我が国では規制緩和により、製造業等への労働者派遣が可能となっており、その適正な運用が進んでいる。早急に、日本人はもちろんのこと、日系人など外国人の業務請負の禁止措置を徹底するべきである。

(2) 社会・労働保険への加入義務

また、日系人の多くが二～三年の出稼ぎだとのことで、年金、医療保険に加入しないという現状を根本的に改善しなくてはならない。

日本に在留する外国人の雇用が長期化する傾向にあり、その方向が定着している。とりわけ、最近の入国管理の実務では、一定年限以上の在留を経た日系人に永住権を与える傾向にある。しかしながら、日本に定住、永住する人々が無年金、無医療保険などの状況にあることは多大の問題を先送りすることになる。定住、永住の条件としてこれらの社会保険や労働保険加入などを義務づけなくてはならない。その意味からも、同時に使用者の労働保険加入と社会保険の加入義務を明確にすることが必要である。

この点を解決しない限り、チープレーバーとしての外国人労働者の受け入れが続くという悪循環を解決できない。

【具体的提言 2 - 1】

外国人の雇用上の差別を禁じ、根絶する。いまや、労働組合は自らの職場に、こうした無権利状況の外国人が入職していることを見てもない振りをすることは許されない。日本人やニューカマーの外国人のみならず女性、オールドカマーの外国人への差別があつたり無組織状況にすることは許されないが、外国人の場合にはさらに無権利状況、時には人権侵害が生ずる可能性すらある。

もちろん、使用者には使用者責任を果たすことを、組合が求めなくては、他の企業外の組織からの働きかけでは不十分である。

不法就労の徹底的な排除が必要である。そのためには、使用者に、外国人である場合、その在留資格確認義務を定めることが必要であり、その上で、入管法上の不法就労助長罪の使用者への適用(間接雇用の場合を含み)を徹底して行う。前述の違法業務請負に関しては、職安法及び派遣法違反への対応強化を図る。

【具体的提言 2 - 2】

労働者の納税、社会保険加入の確保のためには、早晚「外国人登録パスポート(仮称)」のようなものが必要になる。これにより、雇用契約・就労関係の明確化、社会保険料・所得税の徴収を行う。これを、外国人だけに行うのは差別だとの意見もありうるどころであるが、日本人に関しても同様の施策が必要となる。

【具体的提言 2 - 3】

労使団体並びに使用者がこの点(【具体的提言 2 - 2】)を自主的に行うことが重要であり、外国人受け入れに伴う社会的コスト(日本語教育や日本の諸事情のガイダンス、相談等)についても、受け入れ企業が負担する仕組みが必要である。そのために、企業が外国人雇用に応じて拠出する基金を設置するのが望ましいが、それが早急に実現しない場合は政府及び自治体による外国人雇用税の創設を検討すべきである。技能労働者を実際に受け入れたい企業等においては、自己の負担において、実習、研修等を行う用意があるのだろうか。JITCO との関連では、本来の技能実習に戻すことも必要である。

3. 教育について

(1) 留学・就学に関する提言

日本が20年前に掲げていた、留学生10万人の政策目標は、一応人数的には達成された(表3-1、3-2参照)。しかし、その内実は本来考えていたのとは全く質的に異なった結果になっている。

留学生・就学生の多くは、日本での生活費、学費を自らまかなわなくてはならず、結局、スカラーシップ・奨学金の十分でないまま受け入れられる結果、働きながら、大学などに通うことになり、ひいては学業の放棄、アルバイトの制限(1週28時間)を超える就労を行うことになっている。

他方、日本語学校を始めとする、私立大学・学校等は少子化等によって学生定員が満たされないゆえに、こうした外国人留・就学生の受け入れにより経営を維持しようとするなど、本来の留・就学生の教育を度外視した受け入れが横行してきた。その結果が、中国等からの就労目的での留・就学生の大量の流入となっている。しかも、本来の目的が日本での学習、研究等でない留・就学生の中には一攫千金を夢見るあまり、犯罪に手を染めるものも多数出ている。

従って、こうした留・就学生の受け入れを是正する政策をまずとることが必要である。

(2) 義務教育に関する提言

外国人、特に日系南米人の30万人に及ぶ在留にともない、義務教育年限の子どもも増加している。これらの子どもの多くは日本の義務教育を受けているが、学校教育の前提となる日本語などの力が無く、途中で不登校から、不就学となる率が高い。その結果、高校以上への進学ができず、就職ができずに犯罪に走る傾向が見られる。外国人の集住都市をはじめとする地方自治体では、これを避けようとする努力がなされているが、なかなか改善の兆しが見えない。それは、親ないし保護者が短期の出稼ぎのつもりで来日しており、日本での教育に対する熱意が欠けていることが最大の理由である。しかも、当初2~3年の出稼ぎできた日系人などの場合には、在住が伸び、定住から永住へと変わりつつある。

(3) 成人教育に関する提言

外国人の成人でも日本語及び日本の事情の理解できない人々に対しては、成人教育としての日本語等の母国語による教育機会を設けることが必要である。この場合、生涯学習や社会教育の中で、日本人と一緒に学ぶ機

会を作ることも必要である。

【具体的提言 3 - 1】

留・就学生の受け入れには、学力と一定の経済的援助を前提とすることを厳守する。優秀な留・就学生を受け入れられるような在外活動が必要である。その方策として、国のレベルでは、在外公館などでの文化交流を強化し、優秀な留学生を受け入れるルートをつくりつつ、厳格な試験を行うことが一層必要となっている。

【具体的提言 3 - 2】

受け入れ公・私立大学などでは、有力大学を除いて、在外のコンタクトポイントを持たず、優秀な留学生を得ることができていない。これを乗り越えるには、日本語をはじめとする在外の現地での教育と一定の試験での選抜を課し、その結果により受け入れた留学生には、できる限り学費の免除・軽減措置をとり、さらにはスカラーシップ・奨学金制度を整備することが必要条件である。

【具体的提言 3 - 3】

民間の企業や財界は、こうした留学生の優秀なものについては奨学金を設け学業の経済的障害を取り除くとともに、彼らを自社に採用すること、日本国内と出身国とでの雇用としかるべき地位につけることをしない限り、日本に優秀な留学生は来ない。

【具体的提言 3 - 4】

少なくとも大学など高等教育機関に留学する外国人の日本語と日本へのさまざまな基礎教育を、海外の現地で受けられるようなチャンスを十分に整備することが必須である。政府はこのための手当てをせずに留学生の人数の上での受け入れを進めてはならない。

受け入れを行う高等教育機関は教育の責任を全うするよう義務付ける。

なお、日本政府の国費留学生の研究奨学金は月額 18 万円余と世界の公的奨学金とかけ離れた高額のものとなっており、むしろ、半額で 2 倍の留学生を受け入れるべきである。

【具体的提言 3 - 5】

義務教育年限の外国人の子どもに関して、必ず日本の一条校もしくは本

国の公的認可を受けた外国人学校に就学することを、親ないし保護者に義務づけること。それは、日本に入国するときの条件として確認し、かつ、入国後も、在留管理とともに重要な義務とすること。仮に、この義務が果たされていない場合には在留資格の取り消し、変更を行うことも必要である。

また、日本の学校における加配教員や、教育相談員などの配置とともに、外国人学校の援助・補助なども必要に応じて行うことが必要である。

4. 外国人の犯罪とその対策

近年外国人犯罪の増加が問題となっている。とりわけ、2001年9月11日事件以来のテロ事件の増加が国際的に問題になっているが、テロ事件とともに、刑法犯や麻薬などの特別犯の増加が現実となっている(表4参照)。

さらに、内外の組織がこれに係わっていることが多く、とりわけ、外国人の人身取引(トラフィッキング)が、刑法の人身取引罪の制定により禁圧されることになった。しかし、依然として、それを完全に防ぐことはできていない。

また、先に述べたように、外国人少年犯罪に占める日系人の子どもの犯罪増加が問題となっている。

【具体的提言4】

外国人の組織的な犯罪とりわけテロを含む暴力犯への対策は、こうした外国人の受け入れをする組織に対する徹底した取締りを行うことが第一歩である。

次に、少年犯罪の根底にある学校教育からの脱落や、こうした少年を犯罪に導く組織や人的関係を絶つことが必要である。

ほとんどの外国人は日本にまじめに在留し、働き、勉学に励んでおり、少数の犯罪により外国人排外主義などが出ないことに留意することも当然である。

■ 結論

本研究委員会の提言は研究委員会の議論を通じて厳選した必要不可欠かつ焦眉の解決すべき課題である。

日本政府各省庁や経済界、労働界をはじめ外国人の受け入れに関与する当事者は、これらの課題を認識しつつも実現できなかったことが多様かつ優秀な外国人の日本への受け入れの遅れにつながっていることを意識すべきである。

今後、21世紀の理想として掲げる多様な文化、考え方を持つ外国人の日本での多文化共生、即ち異なる文化との交わりで新たな価値の創造を実現するために、より具体的かつ実現可能な提言を行った。

平成17年度「多文化共生社会を考える」研究委員会名簿

委員長 手塚和彰 千葉大学大学院専門法務研究科 教授

委員 (五十音順)

池上重弘 静岡文化芸術大学文化政策学部助教授

井上 洋 日本経済団体連合会 総務本部 副本部長

小野五郎 埼玉大学経済学部 教授

清成忠男 法政大学(前総長)学事顧問

高梨 昌 信州大学名誉教授

藤川久昭 青山学院大学法学部 助教授

藤正 巖 政策研究大学院大学 リサーチフェロー

■ 添付資料

表 1	外国人登録者数の推移
表 2 - 1	日系人雇用サービスセンターにおける新規労働相談の状況
表 2 - 2	就労が認められている在留資格別外国人登録者数の数
表 3 - 1	外国人の学校種別在籍状況（各年 9 月 1 日現在）
表 3 - 2	国公立別・在学段階別留学生数
表 4	来日外国人 犯罪検挙 推移

【添付資料】

表1 外国人登録者数の推移

		平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)
出身地域	アジア	1,160,643	1,244,629	1,311,449	1,371,171	1,422,979
	南米	278,209	312,921	329,510	334,602	343,635
	北米	54,882	58,100	60,492	63,201	63,271
	ヨーロッパ	41,659	47,730	51,497	55,288	57,163
	オセアニア	11,159	12,839	14,697	15,898	16,076
	アフリカ	7,458	8,214	8,876	9,694	10,060
	その他(無国籍)	2,103	2,011	1,941	1,904	1,846
外国人総数	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	
日本総人口(千人)	126,686	126,926	127,291	127,435	127,619	
総人口に占める外国人	1.23%	1.33%	1.40%	1.45%	1.50%	

注)日本総人口は総務省統計局人口推計年報及び国勢調査報告による(10月1日現在)

表2-1 日系人雇用サービスセンターにおける新規労働相談の状況

相談内容	相談件数	割合	相談内容	相談件数	割合
採用差別	1,199	18.8%	免許資格	41	0.6%
休職活動	1,088	17.1%	法令照会	37	0.6%
いじめ等	857	13.4%	安全衛生	33	0.5%
賃金不払	620	9.7%	自己都合	30	0.5%
旅券留置	599	9.4%	社会保険	23	0.4%
労災	429	6.7%	時間休日	21	0.3%
賃金控除	374	5.9%	機関照会	21	0.3%
懲戒処分	323	5.1%	自宅待機	19	0.3%
雇用保険	270	4.2%	条件引下	15	0.2%
賃金精算	109	1.7%	在留資格	13	0.2%
配置転換	99	1.6%	その他	9	0.1%
他労働条件	70	1.1%	宿舎社宅	8	0.1%
条件相違	70	1.1%	教育訓練	4	0.1%

表2-2 就労が認められている在留資格別外国人登録者数の数

在留資格	年	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)
総数		118,996	125,726	154,748	168,783	179,639
興行		28,871	32,297	53,847	55,461	58,359
人文知識・国際業務		31,285	31,766	34,739	40,861	44,496
技術		15,242	15,668	16,531	19,439	20,717
技能		10,048	10,459	11,349	11,927	12,522
企業内転勤		6,599	7,377	8,657	9,913	10,923
教育		7,941	8,079	8,375	9,068	9,715
教授		5,374	5,879	6,744	7,196	7,751
投資・経営		5,112	5,440	5,694	5,906	5,956
宗教		4,910	4,962	4,976	4,948	4,858
研究		2,762	2,896	2,934	3,141	3,369
芸術		309	351	363	381	397
報道		373	361	349	348	351
医療		111	114	95	95	114
法律・会計業務		59	77	95	99	111

表3 - 1 外国人の学校種別在籍状況（各年9月1日現在）

		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		盲・聾・養護学校		合計	
		児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
平成12年	日本語指導が必要な外国人児童生徒数	12,240	3,197	5,203	1,719	917	264			72	55	18,432	5,235
	うち、日本語指導を受けている児童生徒数	10,123	2,407	4,123	1,299	612	162			26	22	14,884	3,890
平成13年	日本語指導が必要な外国人児童生徒数	12,468	3,242	5,694	1,734	1,024	272			64	48	19,250	5,296
	うち、日本語指導を受けている児童生徒数	10,676	2,449	4,766	1,335	756	188			21	16	16,219	3,988
平成14年	日本語指導が必要な外国人児童生徒数	12,046	3,097	5,507	1,694	1,131	300			50	39	18,734	5,130
	うち、日本語指導を受けている児童生徒数	10,521	2,484	4,438	1,345	865	221			19	11	15,843	4,061
平成15年	日本語指導が必要な外国人児童生徒数	12,523	3,166	5,317	1,722	1,143	303	10	1	49	39	19,042	5,231
	うち、日本語指導を受けている児童生徒数	10,573	2,591	4,438	1,397	883	206	10	1	27	20	15,931	4,215

各年の上欄は、日本語指導が必要な外国人児童生徒数、下欄には上欄に掲げる数のうち、日本語指導を受けている児童生徒数
 (資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」)

表3 - 2 国公立別・在学段階別留学生数

(平成15年5月1日現在, ()内は14年5月1日現在) (人)

区分	学部	大学院	短大	高専	専修	準備教育課程	計
国立	8,344	19,618	18	368	2	0	28,350
	(7,754)	(18,371)	(18)	(373)	(0)	(0)	(26,516)
公立	1,348	1,262	57	0	40	0	2,707
	(1,261)	(1,186)	(54)	(0)	(41)	(0)	(2,542)
私立	43,289	7,662	4,404	83	21,191	1,822	78,451
	(36,228)	(6,672)	(4,539)	(94)	(17,132)	(1,827)	(66,492)
計	52,981	28,542	4,479	451	21,233	1,822	109,508
	(45,243)	(26,229)	(4,611)	(467)	(17,173)	(1,827)	(95,550)

資料出所：文部科学省「我が国の留学生制度の概要」(平成16年度)

表4 来日外国人 犯罪検挙 推移

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	前年比
総検挙	件数	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615	47,128	6,513
	人員	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007	21,842	1,835
刑法犯	件数	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	4,829
	人員	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	173
特別法犯	件数	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357	15,041	1684
	人員	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282	12,944	1662

注：来日外国人とは、我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう。

出所：警視庁HP 統計 国際組織犯罪対策 来日外国人犯罪の検挙状況 平成16年

(財)地球産業文化研究所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-1-1 商船三井ビル3階

TEL: 03-5563-8800

FAX: 03-5563-8810

本件に関するお問い合わせ先

企画研究部 竹林忠夫 金坂順一郎(事務局)